

各府省庁提出資料

○	内閣府	官房	資	料
○	内閣府	府	資	料
○	消費者庁	庁	資	料
○	復興庁	庁	資	料
○	法務省	省	資	料
○	外務省	省	資	料
○	文部科学省	省	資	料
○	厚生労働省	省	資	料
○	農林水産省	省	資	料
○	国土交通省	省	資	料
○	環境省	省	資	料
○	防衛省	省	資	料

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 5. 5千万円【新たな成長推進枠】
（新規）

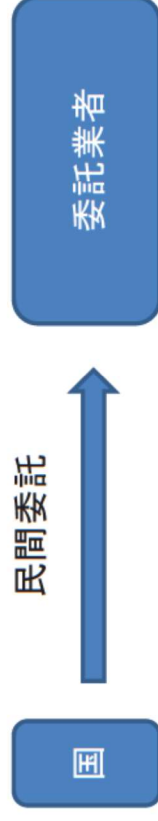
事業概要・目的

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）において示された「孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進すること」を目的として、令和4年度に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、我が国における孤独・孤立の実態を概括的に把握するとともに、各府省における孤独・孤立対策に係るPDCAの取組のベンチマークとなる結果を提供することとしています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人（全国調査）及びNPO団体（アンケート）に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 調査結果を把握・分析することにより、我が国における孤独・孤立の実態を概括的に把握します。
- 全国調査の結果をベンチマークとして各府省に提供することで、各府省における孤独・孤立対策に係るEBPMやPDCAサイクルの実行に寄与します。

孤独・孤立対策用ホームページの改修（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 2. 2千万円【新たな成長推進枠】
（新規）

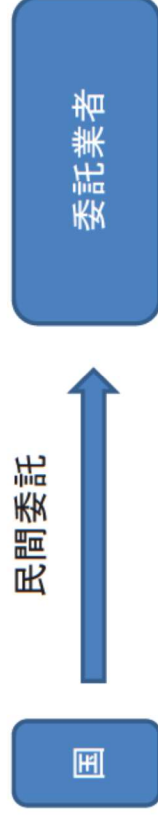
事業概要・目的

○ 孤独・孤立対策については、より決め細やかな対応や情報発信の在り方が求められていることから、チャットボットを搭載するなど独自のホームページを令和3年8月に構築しており、令和4年度は自治体との連携強化などにより機能を強化し、これまで以上に孤独・孤立に苦しむ人々に十分な情報を提供できるホームページを構築します。

事業イメージ・具体例

- 孤独・孤立対策用ホームページ改修・・・22百万円
- ・自治体とホームページ接続
- ・マイナポータルとの接続

資金の流れ



期待される効果

○ ホームページを改修することにより利便性の向上を図るとともに、孤独・孤立に苦しむ人々に、より多くの情報を的確に提供します。

NPO法人等の連携に係る調査（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 5. 3千万円【新たな成長推進枠】
（新規）

事業概要・目的

○ 孤独・孤立対策を「誰一人とりこぼさない」よう進めるためには、支援を行っている行政、団体、NPO法人等が連携して取り組むことが重要です。

このため、全国や各地域において、NPO法人等の連携強化に向けた検討を行います。

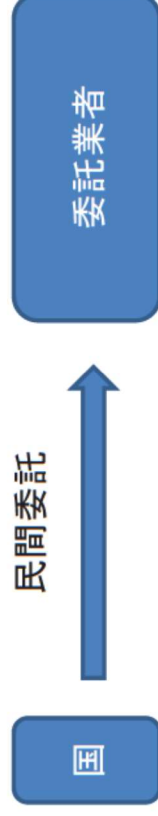
事業イメージ・具体例

○ 調査 NPO法人等支援団体の把握
○ 会合（シンポジウム等）
NPO法人等がつながることのできる環境づくり

○ 場所・回数 それぞれ異なる地域で3～4回実施

○ 成果物 報告書の提出
・ NPO法人等の連携状況
・ 今後の見通し、対策等

資金の流れ



期待される効果

○ NPO法人等の連携実施状況を把握し、これまで個別活動であったNPO法人等をまとめることにより、地域の活性化に寄与します。

子供・若者の現状・課題に関する調査研究（内閣府政策統括官（政策調整担当））

令和4年度概算要求額 0.6億円【新たな成長推進枠】（新規）

事業概要・目的

【目的】

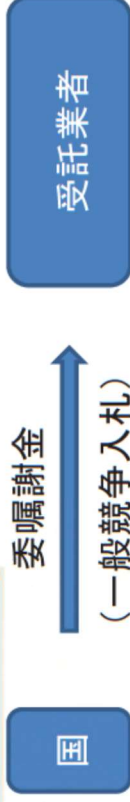
子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）等を踏まえ、子供・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体における施策や、家庭・学校・地域・職域等における支援の改善・充実に資する。

【事業の概要】

基幹調査

- ①子供・若者総合調査
（令和4年度より3年に1度実施）
子供や若者が置かれている現状、その意識及び行動の実態を総合的に把握
 - ②子供・若者国際比較調査
（昭和47年度より5年に1度実施。次回は令和5年度）
諸外国の子供・若者との比較により、我が国の子供・若者の意識の特徴や課題等を把握
- #### テーマ調査
- 子供・若者を取り巻く状況の変化（感染症、災害、経済不況等）も踏まえてテーマを設定し、毎年実施

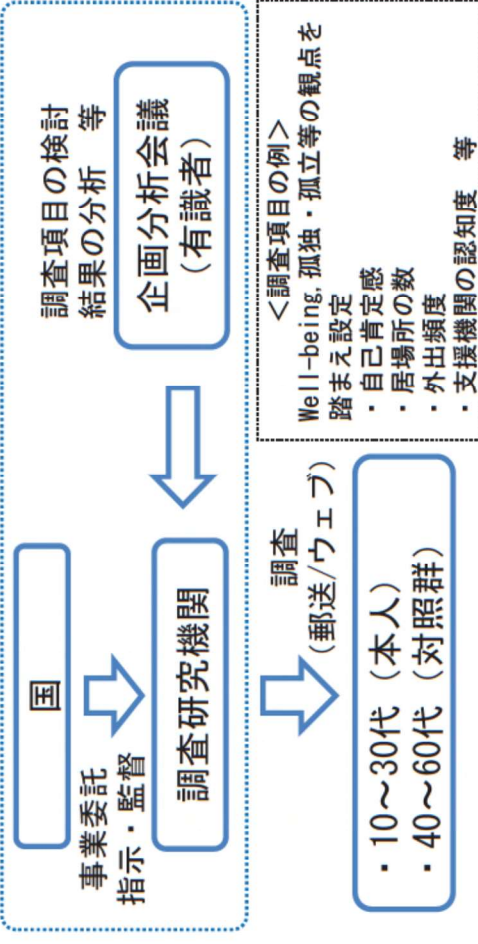
資金の流れ



事業イメージ・具体例

令和4年度実施事業

○基幹調査(子供・若者総合調査)



○テーマ調査

有識者会議からの意見等を踏まえて時宜をとらえたテーマを設定し、ウェブ調査方式による意識調査等を実施。

事業により期待される効果

- 子供・若者の現状と課題に即した施策の企画・立案がエビデンスベースで推進されます。
- ひきこもり支援など、現状施策の再点検及び改善・充実が図られます。
- 子供・若者の現状と課題に関する理解が社会全体で深まり、社会総掛かりでの支援が促進されます。

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、**コロナ禍で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。**

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネート事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3/4
- ・補助基準額：委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを**NPO等に委託し**、子供を行政等の必要な支援につなげる事業
（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合も補助対象になる。

※自治体からNPO等への補助事業についても交付対象とするよう制度の拡充を令和4年度概算要求中。

DV相談プラス事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額 3. 7億円【うち新たな成長推進枠 3. 7億円】
（新規）

事業概要・目的

○新型コロナウイルス問題の長期化は、生活不安やストレス等の要因となり、配偶者による暴力（DV）等の被害の増加・深刻化の懸念が続いています。

○こうした懸念に対応するには、つながりやすい相談窓口の整備と、その後の支援の強化が必要です。

○令和2年4月から開始した「DV相談プラス」は、被害者に対して、24時間対応の電話相談、SNS・メール相談等の相談支援に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急保護等の支援を総合的に提供しています。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、DV相談プラスの相談対応体制の更なる充実に取り組むこととされています。

○相談支援体制の強化・充実ににより、DV被害者等の安全・安心を確保します。

事業イメージ・具体例

○「DV相談プラス」の体制強化・効率化

＜現在の取組内容＞

- (1) 24時間対応の電話相談業務
- (2) SNS・メール相談業務
- (3) 外国語でのSNS相談
- (4) WEB面談
- (5) 同行支援
- (6) 緊急的な被害者保護のための宿泊施設の提供
- (7) 相談員の研修
- (8) 相談の改善のための評価・分析

＜複雑化・深刻化したDV被害者への対応強化＞

- ・コーディネーターの増
- ・同行支援員の増
- ＜相談の対応力向上、効率化＞
 - ・研修の充実
 - ・システム整備

資金の流れ



期待される効果

DVの相談体制の強化・充実を図ることにより、新型コロナウイルス問題等に起因するDV被害者が、相談につながりがりやすい体制が整備されとともに、相談につながった被害者への適切な対応が可能となります。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額

5. 8億円【うち新たな成長推進枠 3. 6億円】

（3年度予算額 2. 5億円）

事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じて心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織です。
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図ることとされています。
- また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、本交付金を拡充し、ワンストップ支援センターの安定的な運営、相談員の処遇改善を図ることとされています。
- そのため、本交付金により、地方公共団体の取組を支援すること、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ります。

資金の流れ

交付金



期待される効果

- 性犯罪・性暴力被害者支援の取組を強化し、地方公共団体におけるワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ることにより、被害者が安心して相談や支援等を受けられる体制が整備されます。

事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）
〔交付対象〕
 - ワンストップ支援センターの運営に関する経費
支援員の人件費、支援員及び医療関係者を対象とする研修、関係機関等との連携会議、広報啓発、法的支援、24時間対応に要する経費、拠点となる病院の整備に要する経費、先進的な取組に要する経費等
 - 医療費等の公費負担に要する経費
やむを得ない事情により警察に相談できない者に係る医療費、カウンセリング費用、証拠採取費用等
- 〔交付率〕
地方公共団体が要した対象経費の2分の1（医療費は3分の1）

性暴力被害者等相談体制整備事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額

3. 3億円

【うち新たな成長推進枠 3. 3億円】

（3年度予算額

0. 04億円）

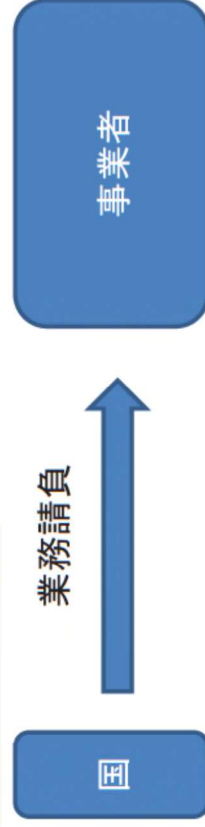
事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、令和2年10月から運用を開始した、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置や、SNS等の多様なコミュニケーションツールを活用した相談体制の整備を図ることとされています。
- また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においては、これらの取組とともに、全国共通短縮番号の令和4年度の通話料無料化を検討することとされています。
- そのため、性犯罪・性暴力被害者が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、コールセンターの運営や、SNS相談事業の継続及び全国共通短縮番号の運営・通話料の無料化を図ります。

事業イメージ・具体例

- コールセンターの運営
令和3年10月に設置予定である、最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応するコールセンターについて、令和4年度も引き続き運営し、夜間休日の相談に対応します。
- SNS相談事業の実施
多様な相談体制の提供として、引き続き、SNS等を活用した相談事業を実施します。
- 全国共通の短縮番号（#8891）の周知、無料化
全国共通短縮番号（#8891）について、相談者の利便性向上のため、通話料の無料化を図ります。また、広報用携帯カード等を作成し、周知を図ります。

資金の流れ



期待される効果

- 性犯罪・性暴力の被害に悩んでいる方が相談しやすい環境の整備を進めることにより、速やかな支援につながり、性暴力被害の顕在化を進めます。

4年度概算要求額

○配偶者からの暴力（DV）を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える者に対する支援の実施については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っています。

○また、新型コロナウイルスの問題に伴い、DVの増加や深刻化が懸念される中、被害者支援において、民間シェルターが果たす役割はさらに重要になっています。また、財政面、人的基盤等は厳しい状況にあります。

○このような団体に対する支援の在り方については、平成31年2月に立ち上げられた「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」における議論も踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、民間シェルター等の先進的取組を促進することとされています。

○このため、令和3年度事業実績も踏まえ、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①受け入れ体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）についてパイロット事業を実施し、さらなるノウハウの蓄積、効果検証、課題の把握等を実施します。

```
graph BT; A[会社] -- 交付金 --> B[地方公共団体]; A -- 業務請負 --> C[事業者];
```

性暴力・配偶者暴力被害者等支援調査研究に係るもの)
 ○・交配・暴力・被害者等支援調査研究に係るもの)
 ○・交配・暴力・被害者等支援調査研究に係るもの)

- ・対象経費：都道府県等が負担した、民間企業等が負担した、先進的な取り組みを促進するための経費

- ①受け入れ体制整備に要する経費
(メール・SNS等を活用した相談のための人件費・システム整備費、
若年被害女性等に対する相談窓口の開設に係る人件費)
- ②専門的・個別的支援に要する経費
(多様で複雑な問題を抱える被害者等に対して、専門的な支援を行う
専門職の人件費(弁護士、保育士、心理士等)、児童相談所等関
係機関とのネットワーク構築・連携に係る人件費)
- ③切れ目ない総合的支援に要する経費
(被害者等の自立に向けたステップハウスでの生活支援に係る人件費、
退所者への同行支援等のアウトリーチ活動に係る人件費 等)

・交付率
・その他
・国10/10
・他の国
・他制度優先
・他制度を適用可能な場合は、

期待される効果

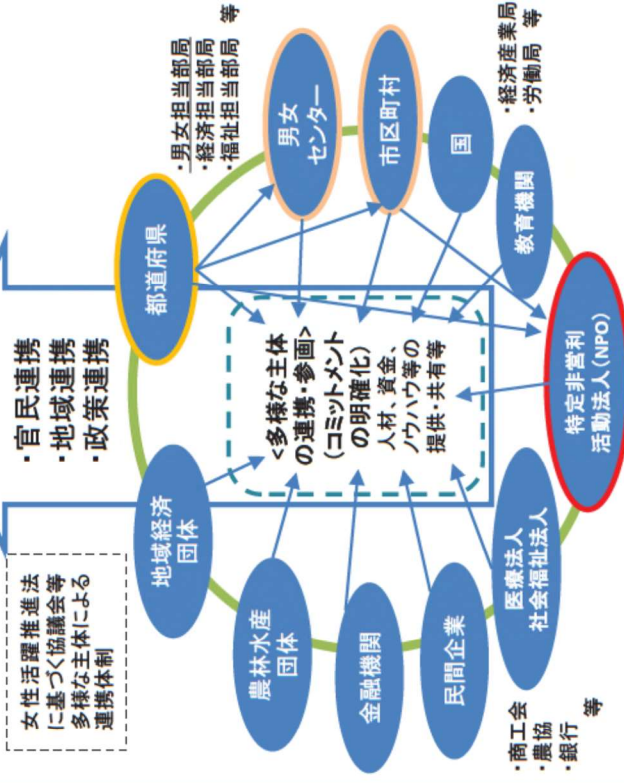
- 民間シエルター等における被害者保護等のための取組の促進を通じて、民間シエルター等の基盤強化と対応力の向上を図ることにより、DV被害者等への支援の充実、更には、セーフティネット機能の強化につな갑니다。

地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円、3年度予算1.5億円、4年度概算要求11.6億円)

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2

③つながりサポート型：3/4

【交付上限】

各別記

都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

(注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、

就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、

一般事業主行動計画策定の後押し

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就

労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携

女性に特化した自立支援・意識向上プログラム

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することがで

きるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援

やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供

NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- ・ 地方公共団体
- ・ 地域経済団体

等

消費者庁：令和4年度予算要求における孤独・孤立対策に関する施策の状況

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で一層深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対し、消費者庁では孤独・孤立する消費者の被害防止・トラブル解消に向けた取組の充実化を進めるため、令和四年度概算要求において、以下の予算を計上。

地方消費者行政強化交付金	・ 交付金を通じ、孤独・孤立にある消費者のトラブルの防止等に資する見守りネットワークの設置促進等を支援。 <u>28.5億円の内数</u>（R3年度：18.5億円の内数）
孤独・孤立化する消費者対応モデル事業	・ 高齢者や孤独・孤立にある消費者への対応事業等地方におけるモデル事業を実施。 先進的モデル事業<u>1.7億円の内数</u>（R3年度：1.1億円の内数）
消費者団体による消費者被害の防止・回復促進事業	・ 適格消費者団体等が孤独・孤立を支援するNPOと連携し、孤独・孤立した消費者を対象としたオンライン相談会の実施やシンポジウムによる啓発を支援。 <u>0.6億円</u>（新規）
高齢化の進展・独居世帯の増加（孤立・孤独）に伴う消費者被害への対応	・ 高齢者の消費者被害防止のため、デジタル化に対応した消費者教育を行う担い手に対する研修等を実施。 <u>0.2億円</u>（新規）

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案 28.5億円 令和3年度予算額 18.5億円

事業概要・目的・必要性

○どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。

○地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題。

○令和4年度は、地方消費者行政強化交付金を通じて、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などへの対応、に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援する。

○これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持する。

①地方消費者行政強化事業

地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。

②地方消費者行政推進事業

平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

○重点事業

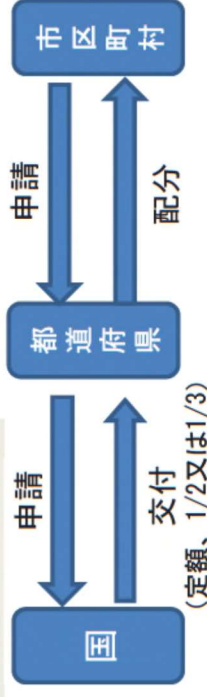
- ①デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化
(テレビ会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
- ②消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
- ③孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)

(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

- ①情報化の推進
 - ②自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
 - ③配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
 - ④消費者教育・啓発への取組
 - ⑤SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
 - ⑥法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
- (2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでも質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

先進的モデル事業

令和4年度予算案 1. 7億円
(令和3年度予算額 1. 1億円)

事業概要・目的・必要性

○厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めていくと共に、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対して、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫して、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要。

○全国に共通する課題に対して、実効性のある事業モデルを構築し展開することで、地方公共団体における事業の企画、取組みを支援。

○国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、新たな手法により、地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた取組を実現する。

○事業で創出した優良事例について全国的な横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進する。

資金の流れ



期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出する。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも周知することで、全国的な対応力強化を図る。

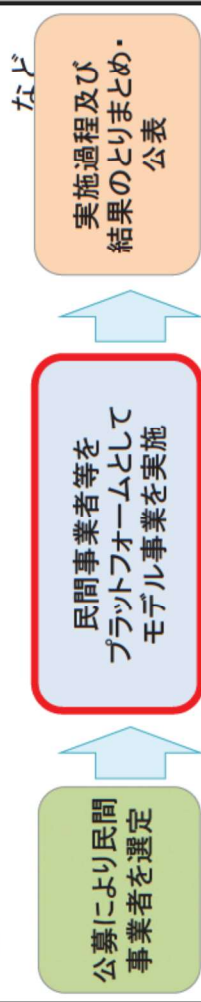
事業イメージ・具体例

公募により、民間事業者等の提案から11事業程度（1事業あたり1,000～3,000万円程度）を選定

<事業例>

- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 地域の事業者や団体、消費者も巻き込んだエシカル消費の普及・啓発手法の開発・試行

- 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施



孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業 (消費者庁消費者制度課)

令和4年度概算要求額 60百万円 (新規)

事業概要・目的・必要性

【目的・必要性】

○ コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。

※ マルチ商法雑誌が孤独・孤立した女性をターゲットとする特集

○ 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。

○ そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立した消費者への重点的な対応が必要。

【概要】

○ 孤独・孤立を支援するNPOと連携して、オンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復を図る。

○ 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催（オンライン配信）することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

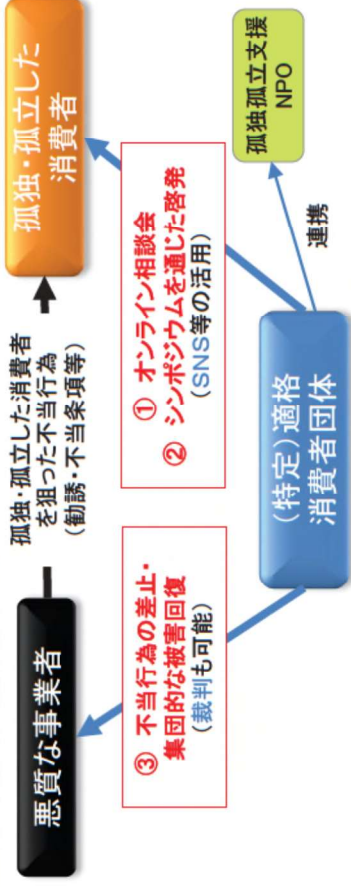
資金の流れ

委託

国

適格消費者団体・
特定適格消費者団体等

事業イメージ



※ 事業者の不当行為の差止を請求できる特別なNPO等（内閣総理大臣の認定、全国21団体）
特に認定された特定適格消費者団体は、集団的な被害を回復する裁判も可能（全国3団体）

○ (特定) 適格消費者団体が孤独孤立支援NPOと連携し、オンライン相談会を開催し、孤独・孤立した消費者の消費者被害事案を把握するとともに、差止請求・被害回復の実施を支援する。

○ (特定) 適格消費者団体が、シンポジウムを開催（オンライン配信）し、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

期待される効果

○ 支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害の防止・回復を促進できる。

高齢化の進展・独居世帯の増加（孤立・孤独）に伴う消費者被害への対応（消費者教育推進課）

令和4年度概算要望額 18百万円【新規】

事業概要・目的・必要性

○高齢者による消費生活センターへの消費相談件数は、他の年代と比較しても多くなっており、高齢化の進展等のため高齢者への消費者教育は重要である。

○また、新型コロナウイルス感染症拡大等によるデジタル化の進展に伴いスマートフォン等のデジタル機器を活用する割合も増加しており、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」においても、これらの世代に対する消費者教育の重要性が指摘されており、誰一人取り残さないためのデジタル化に対応した消費者教育が求められている。



資金の流れ



事業イメージ・具体例

○高齢者への消費者教育の取組
・デジタル取引に起因する消費者トラブルやその相談窓口等に関し、既存のコンテンツも活用しながら、デジタル機器やデジタル取引に不慣れな高齢者に向けた講座を全国展開する。
※デジタル機器等の活用支援を推進する総務省事業とも連携する。

・上記のような高齢者に対する講座等を各地域で実施できるようにするため、デジタル関連の知識を有する担い手を育成する観点から、デジタル取引に起因する消費者トラブルやオンライン出前講座の手法等について、消費生活相談員、地域で活動する消費者団体の会員等に対する研修を各地で実施する。

・これらの研修を受講した者等と連携し、各地域において講座を実施する。

期待される効果

○デジタル取引等に起因する高齢者の消費者被害を防止することにより、安全・安心なデジタル社会への参画が期待される。
○本事業を呼び水として、地域におけるデジタル等の消費者教育の実施が期待される。
○孤独・孤立を抱えている消費者に対して、消費者トラブルやその相談窓口に関する情報を届けることにより、消費者被害の防止に寄与する。

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

復興庁大臣政務官ご説明資料

令和4年度予算額 120億円【復興】

（令和3年度予算額 125億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

＜主な内容＞

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 被災者の心のケア支援	
⑤被災者の心のケア支援事業	
VI. 子どもに対する支援	
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。¹⁶

令和4年度予算概算要求における孤独・孤立対策の主な施策について

○再犯防止

18ページ 更生保護における孤独・孤立対策の主な施策

- ・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保等の社会復帰支援の促進
【令和4年度要求 7058百万円の内数】
- ・保護司等民間協力者に対する支援の充実
【令和4年度要求 5361百万円の内数】
- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化等
【令和4年度要求 2611百万円の内数】

19ページ 地方における再犯防止の取組の展開・推進

- ・地方公共団体における再犯防止の取組の推進
【令和4年度要求 9百万円】

20～21ページ 少年鑑別所(法務少年支援センター)における地域援助

- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助
【令和4年度要求 58百万円】

○在留外国人に対する支援等

22ページ 在留外国人に対する基礎調査の実施

- ・在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費
【令和4年度要求 30百万円】

○無戸籍者に対する支援

23ページ 無戸籍者問題解消事業

- ・無戸籍者への対応に係る経費
【令和4年度要求 55百万円】

○人権擁護

24～25ページ 人権擁護機関における対応

- ・子どもの人権SOSミニレター
【令和4年度要求 4160百万円の内数】
- ・女性の人権ホットライン
【令和4年度要求 4160百万円の内数】

令和4年度概算要求（更生保護関係）の概要

刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保等の
社会復帰支援の推進【R4要求 7,058百万円の内数】

【就労の確保】

○ 更生保護就労支援事業の拡充

- NPO等が委託先である更生保護就労支援事業の実施の拡充及び契約の複数年度化

○ 刑務所出所者等就労奨励金の拡充

- 離職率の高い若年者や高齢者を雇用した協力雇用主に対し、奨励金に加算して職場定着を促進

【住居の確保】

○ 自立準備ホームの充実

- NPO等が運営する自立準備ホームに対し、委託費に加算して要支援者のための重点的な処遇を実施

○ 更生保護施設の少年処遇の充実

- 更生保護法人等が運営する更生保護施設に対し、福祉等の専門スタッフを配置し、発達障害等を抱える少年に対する特別処遇を実施

○ 更生保護施設整備の促進

- 老朽化した更生保護施設の全面改築等の施設整備を実施

【相談先の確保】

○ 更生保護地域連携拠点事業の実施

- 保護司等の民間協力者と関係機関等との連携を行う専任のコーディネーターを配置し、満期釈放者等の相談支援等を行う地域拠点を整備

等

保護司等民間協力者に対する支援の充実
【R4要求 5,361百万円の内数】

○ ICTを活用した保護司活動支援

- 保護司活動支援のための専用ホームページの機能拡充、モバイル端末の増配備、インターネット通信費を確保

○ 保護司の社会的認知度の向上

- 保護司会による業界団体や企業等に対するセミナーの開催や地域に向けて情報を発信するホームページを作成

等

保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化等
【R4要求 2,611百万円の内数】

○ 薬物事犯者処遇の充実強化

- 薬物事犯者処遇に関する医療機関との連携体制を構築、大麻事犯者も想定した教材を開発

○ 性犯罪者処遇の充実強化

- 医療機関と連携した生活環境調整を行う取組の実施の拡大、知的に制約がある者等に対する教材を開発

○ 処遇の充実のためのAI技術の活用

- 保護観察対象者のアセスメントを強化するため、AI技術の活用についての調査研究を実施

等

※ このほか、社会を明るくする運動の活動の充実に関する経費（R4要求 12百万円）や更生保護ボランティアによる各種支援の推進に係る経費（R4要求 14百万円）も要求

地方における再犯防止の取組の展開・推進について

地方における再犯防止の取組を確立させるために法務省が行う3つの“促進”

1 ○地域再犯防止推進モデル事業における好事例を展開・促進

2 ○国及び地方公共団体間の情報共有を促進

3 ○都道府県と市区町村の連携による支援体制の確立を促進



【モデル事業で成果が確認された取組例】

- ① 薬物依存症者に対する社会復帰支援 ② 性犯罪者に対する社会復帰支援 ③ 就労支援に関する取組
④ 高齢・障害のある者に対する社会復帰支援 ⑤ 社会復帰のためのワンストップ相談支援

【令和3年度の取組】

地域における再犯防止の取組の基盤となるネットワークの構築を支援

①全国会議

- ▶ 法務省から地方公共団体に対して効果的な取組を発信し，各地方公共団体における具体的な取組の展開を促進

②ブロック別協議会・地域連携協議会

- ▶ 各地方公共団体における具体的な取組を前提に，法務省，都道府県，市区町村の三者において，都道府県と市区町村が連携した効果的な支援体制の在り方を検討・構築



1 地域援助業務の概要

少年鑑別所法第131条（平成27年6月1日施行）

- 少年鑑別所の長は、**地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため**、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、**技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。**

再犯防止推進計画（平成29年12月15日施行）

- 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、**関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。**
- 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

- 「再犯防止推進計画」に基づき、政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき三つの課題（①満期釈放者対策の充実強化②地方公共団体との連携強化の推進③民間協力者の活動の促進）に対応した各種取組を加速化させる。

地域援助業務が少年鑑別所の本来業務であり、地域の関係機関と連携しながら非行及び犯罪の防止に寄与

地域援助業務の内容

1 子どもの能力・性格調査

- 関係機関からの依頼を受けて、子どもに心理検査や適性検査を行い、本人や保護者にも結果を説明

2 問題行動の分析や指導方法の提案

- 面接や心理検査等を行い、問題行動の原因や指導方法について提案

3 子どもや保護者に対する心理相談

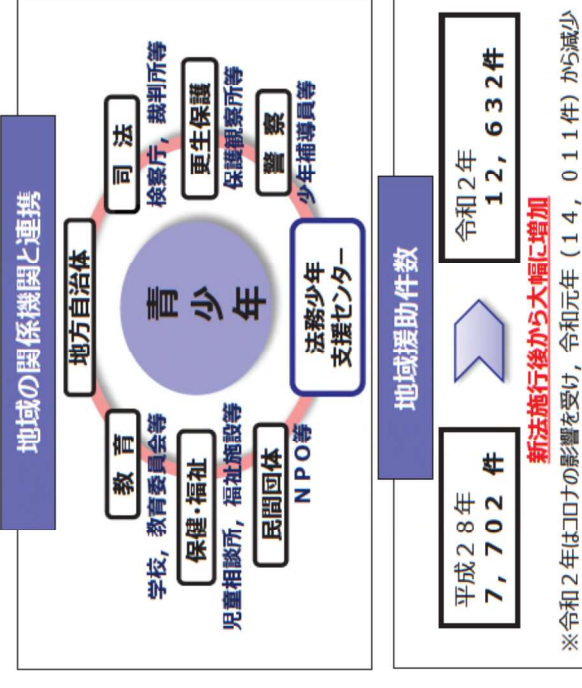
- 関係機関からの依頼を受けて、子どもや保護者と心理相談を実施

4 研修・講演への講師派遣

- 関係機関が主催する研修会等で、非行や子育て問題、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法等について分かりやすく説明

5 ケース検討会への参加

- 関係機関からの依頼に応じて、問題行動のある子どもに関するケース検討会等に出席し、指導方法等に関して助言



2 地域援助業務における現状の問題点と対策

地域援助におけるアセスメント機能の強化

現状と問題点

- 職員による面接が主であり、対象者の特性把握に長期間必要
- 市販の心理検査では非行に結びつく要因等の把握困難

対象者に早期かつ効果的な働き掛けが困難

児童虐待の早期発見・早期対応に係る充実強化

現状と問題点

法務少年支援センター

- 法務省児童虐待防止対策強化プラン（令和2年2月6日策定）に基づき、児童虐待担当窓口を設置
- 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について（令和3年3月12日内閣総理大臣決裁）により、社会的孤立を防止するため、心理的援助等を推進

令和2年児童虐待事例数及び対応件数	事例数	対応件数
被害者である児童等への対応事例数	91	521
加害者である保護者等への対応事例数	60 (35)	352 (19)
※（）内は親子同一事案数		
合計	151	873

- 児童虐待に係る専門的な心理検査体制の不備
- 少年鑑別所職員における児童虐待に係る専門的知見及びアセスメントスキルの不足

対策

- 非行に結びつく要因及び問題性を早期に把握できる検査ツールの開発（3か年計画）

より多くの対象者に働き掛け、非行の未然防止に寄与

検査ツール開発検討会

：各矯正管区と「地域非行防止調整官」を配置する主要14少年鑑別所の職員が法務本省に集結し、よりよい検査ツールの開発を目的とした検討会を実施。

3か年計画の概要

R4 専門家を交えた検討会の実施
R5 各種データの収集、検証
R6 検査ツールの開発

対策

- 児童虐待に係る問題の見立て、適切な支援方針に資する新たな検査ツールの導入

① TSCC（子どもトラウマ症状チェックリスト）

：虐待等のトラウマ体験により、子どもへ及ぼす影響を評価。全庁に整備。

② ASEBA（心理社会的適応状態を包括的に評価するシステム）

：国際的にも長年広く活用され、厚生労働省の調査や児童相談所等の臨床活動等幅広く使用されている。子どもの行動・情緒の特徴の把握により、支援の必要性を見極めることが可能。特に児童相談所と同一尺度を有したASEBAを導入することは、相互連携を図る上で不可欠。全庁に整備。

- 少年鑑別所職員において、児童虐待に係る知見・技術を付与することを目的としたプログラム研修を受講

プログラム研修（家族関係支援プログラム指導職員研修）

：児童虐待に係る問題を抱える対象者に対し、親子愛の視点からアプローチする技能を習得するため、主要8少年鑑別所の職員が受講

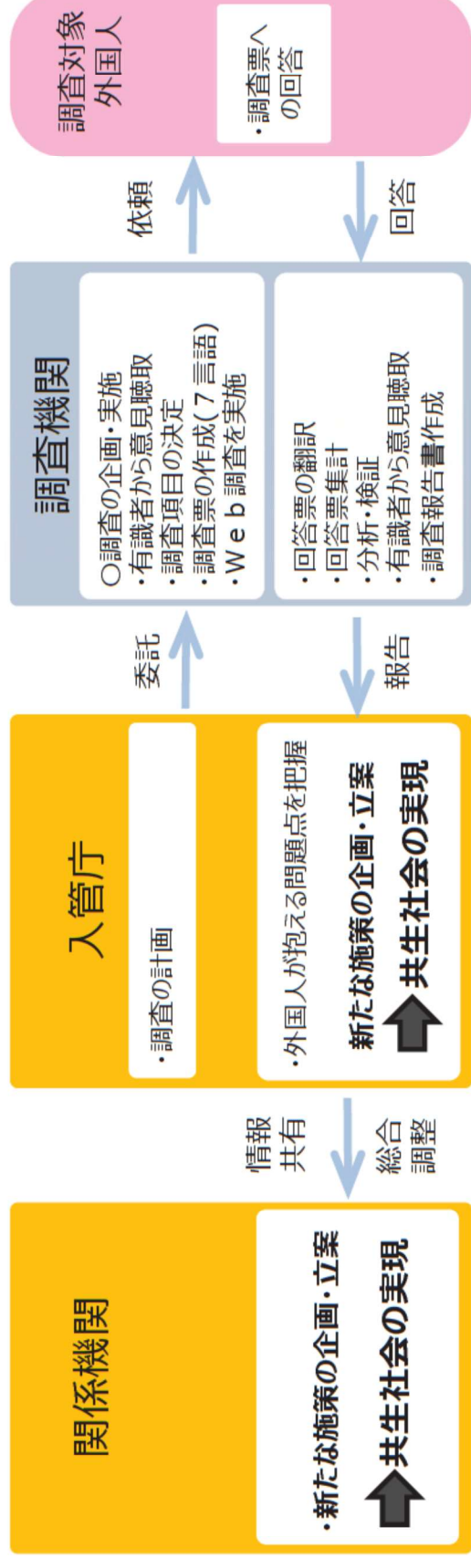
少年鑑別所に勤務する職員の児童虐待に関する専門性の向上及び児童虐待担当窓口としてより一層適切かつ効果的な支援の実施により、
地域の非行の未然防止に寄与

在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費

概要

- 令和3年6月15日、「外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が改訂された。
- 今後、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めていくためには、共生施策としていかなる施策が必要とされるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、外国人が抱える問題等について外国人個人の意見等を踏まえ、継続的に分析・検討を行う必要がある。

➡ **外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、外国人に対する基礎調査を実施する。**（総合的対応策：施策番号3）



➡ **調査結果を基に外国人の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案を行うことで
総合的対応策の充実を図り、政府全体で共生社会の実現を目指していく。**

無戸籍者への対応に係る経費(55,312千円)

現 状

- ・ 女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法第772条の規定により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が生産の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。
- ⇒ 無戸籍者の問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題となっている。

○ 無戸籍者の数(令和3年6月現在)
⇒ 約839人

課 題

- ・ 3組に1組の夫婦が離婚(平成29年人口動態統計(厚生労働省))
- ・ 夫婦が同居をやめた時から離婚届の提出までの期間は17.5%の夫婦が1年以上であり(平成21年離婚に関する統計(厚生労働省))、別居期間中に去以外の男性との間に子をもうけることもあり得る。
- ・ 無戸籍者の母親の中には夫のDVを恐れるなど行政に対して自ら申出をすることを躊躇する者も多い。
- ・ 無戸籍者が子を出産した場合、子について出生届を提出することをためらうこともあり得、無戸籍の連鎖となっており、問題が更に拡大する。

対 策

更なる無戸籍者対策

- ・ 子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

市区町村・法務局が他の行政機関と連携して無戸籍解消まで一貫して支援するなど行政窓口における丁寧な対応を進めていくことが必要

【具体的なメニュー】

- ライフステージに応じて、啓発・広報や情報収集の機会を設定

〔出生前〕

- ・ 医療機関と連携して出生前の受診時に啓発パンフレットを交付
- ・ 市区町村での母子手帳交付時に啓発パンフレットを交付

〔出生直後〕

- ・ 医療機関からの出生証明書交付時に啓発パンフレットを交付

〔0歳～1歳〕

- ・ ゼロ歳児も含め無戸籍となるおそれのある子について幅広く情報収集
- 〔1歳～就学年齢〕

- ・ 児童相談所、教育委員会、学校等と連携して地域に密着した情報収集
- 〔就学年齢以降〕

- ・ 教育委員会、学校、民生委員等と連携して地域に密着した情報収集

- 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減

- 法務局への早期情報提供等を示した市区町村窓口用のガイドラインを作成し、市区町村職員に周知することにより行政窓口における対応の充実を図り、当事者の手続に対する抵抗感を軽減

- 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

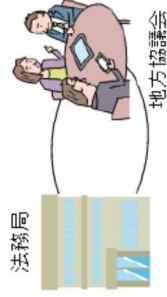


啓発・広報

医療機関、市区町村等

- 手引・リーフレットを窓口に備付け
- ポスターを関係機関に掲示
- 妊婦用の啓発リーフレットを交付
- ホームページの充実(動画作成)

情報収集・支援



法務局

地方協議会

- 無戸籍者の支援に係る打合せ等を実施(弁護士等へ謝金)
- 付随業務処理のための非常勤職員を雇用し、体制を整備



司法制度調査会2021 提言

(令和3年4月21日自由民主党政策調査会)

無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消に重点を置き、これまでの取組に加え、過去の事例を分析した丁寧なアプローチ及び無戸籍者やその母等関係者が自ら容易にアクセス可能な取組をより一層推進していく必要がある。



法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和2年度における受領通数…約9,500通)

女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和2年における相談件数…約1万4,300件)

外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

